

【研究区分：地域課題解決研究】

研究テーマ：義務教育年限超過により所属を失った児童への要保護児童対策地域協議会による支援	
研究代表者：保健福祉学部 保健福祉学科 人間福祉学コース 准教授 志賀信夫	連絡先：nobu-shiga@pu-hiroshima.ac.jp
共同研究者：保健福祉学部 保健福祉学科 人間福祉学コース 教授 松宮透高	
<b>【研究概要】</b> 本研究事業の目的は、義務教育年限超過により所属を失った児童の生活問題についてその生活理解および社会的排除要因の分析を試みるとともに、具体的な支援としてどのようなものが必要であるのかについて検討し、そこから新たな知見を獲得することにある。 本研究事業の背景には、取組みや制度の隙間からもれてしまう児童の現在および将来の生活をめぐるリスクに対する懸念がある。この懸念は、当該問題に関する先行研究の少なさにも原因の1つがある。	

**【研究内容・成果】**

●遂行した研究調査について

新型コロナウイルス感染症流行のため、当初予定していた研究計画を十分に遂行することができず、配分されていた予算はほとんど費消していない。そのため、令和3年度には研究調査方法を刷新するとともに研究メンバーを再編成し、再挑戦を予定している。

令和2年度に予定していた調査研究の方法は、以下の①～③であった。

- ①呉市の要保護児童対策地域協議会担当職員、児童福祉・子ども虐待対応機関担当職員、小中学校教諭を対象としたヒアリング調査。
- ②要保護児童対策地域協議会への陪席による問題のさらなる明確化と焦点化。
- ③先駆的活動例を対象とした視察・インタビュー調査。

①については、令和2年度には遂行できなかった。ただし、令和3年度の研究調査継続の準備のために、児童にかかわる諸機関（呉市保健福祉部子育て支援課、生活支援課、中学校校長）と本学より4名（松宮透高教授、李宜英准教授、伊藤泰三講師、志賀）による意見交換会を開催し、「何が問題か」（次段「成果・得られた知見」において説明）を明らかにするための情報整理を試みた。この意見交換会は、ヒアリング調査ではなく、追究すべき問題をより明確にするためのプレ調査という位置付けで行ったものである。

②については、呉市において開催された会議に計5回、陪席した。この会議陪席によって情報整理を行い、①の意見交換会の必要性等を認識するに至った。

③については、全く遂行できなかった。③についての遂行が困難であったこともあり、松宮教授が緊急的にアンケート調査を行った。このアンケート調査から得られた知見については次段に説明する。

●成果・得られた知見について

本研究にかかわる先行研究は管見の限りでは見当たらず、具体的な調査を設計する段階から困難が伴っていた。したがって、まずは「何が問題か」ということを見定めるための情報整理が必要であった。この情報整理ため、呉市にて開催される要保護児童対策協議会会議に陪席（計5回）するとともに、関係諸機関との意見交換会を開催（計1回）した。そのなかで明らかになったことは、以下の2点である。

第1に、そもそも種々の福祉サービスとつながっていないと思われる児童が一定数存在することが予測されるものの、そうした児童らへの支援側からのアクセスが困難であり、何から開始すればよいか分からない、ということ。

第2に、児童や児童のいる世帯に対する一定程度の支援制度やサービスがあるにも関わらず、彼ら・彼女らがそこにアクセスできない、あるいはあえてアクセスを拒否している可能性がある、ということ。もしそうした可能性があるならば、当人からみたアクセス阻害要因については、今後明らかにする必要がある

これらの2つの明らかになった点については、松宮教授による中国地方の各自治体への質問紙調査（N=54）において、呉市に限局されない社会横断的な問題であることが一定程度明らかになっている。例えば、「義務教育後の所属がない子どものいる世帯では支援者の困難感が特に大きくなる」か否かという質問については、「そう思う」「まあそう思う」と回答した自治体が87.3%であった。そして「義務教育後の所属がない子どもは、社会的に不利な立場に置かれることが多い」か否かという質問については、「そう思う」「まあそう思う」と回答した自治体が94.5%であった。このような認識の一方、「義務教育後の所属がない子どもを対象とした支援メニューが地域にある」か否かという質問については、「そう思う」「まあそう思う」と回答した自治体はわずか10.9%であった。また、「義務教育後の所属がない子どもに対しては、特別な支援策が必要である」か否かという質問については、「そう思う」「まあそう思う」と回答した自治体は96.4%であった。

これらの諸回答から、義務教育後に所属を喪失してしまった児童らに関する自治体担当職員の認識に明らかな傾向性があることも指摘できる。すなわち、自治体職員が当該児童らの社会的不利性について「それは問題である」と認識していること、そして「何らかの支援メニューが必要である」と認識していること、しかしその一方で支援メニューが十分でないことを認識していることである。

このアンケートは、自治体職員の主観を問うたものであり、実際にどの程度そのような児童がいるのかという客観的な数値を明らかにしたわけではない。また、そうした児童らが必要とするメニューが実際に不足しているのかどうかについても明らかにしているわけではない。このアンケート調査で明らかにされたのは、支援の必要性を認識させるような児童が一定数いるということ、および決して少なくない児童が支援の俎上にのっていないということである。これは、本研究の深化のために非常に重要な知見である。なぜならば、ここから論理的に次のような問いに至ることができるからである。

すなわち、既存の支援メニューが不十分であることが「原因」であって、その「結果」として義務教育後の所属を喪失した子どもたちが社会的不利性を余儀なくされてしまうのだろうか、あるいは、児童や児童の保護者が既存の支援メニューにアクセスしようとする段階において何らかの阻害要因があるということが「原因」であり、その「結果」として支援の俎上にのることができないのか、ということである。上述のアンケート調査によって明らかになったのは、自治体職員の認識についてであって、これをもって児童や児童の保護者が利用できる支援メニューの不足という事実があると断定することはできない。

したがって、支援メニューとしてどのようなものが必要とされているのかを明らかにするだけでなく、この新たな問いに対する回答も必要であることがここで改めて確認されたのである（意見交換会の際にも言及されていたため「改めて」という表現をした）。

以上のことを踏まえつつ本研究は令和3年度も継続し、支援へのアクセス阻害要因（がsるとすればその）追究、所属を喪失した児童やその可能性が高かった元当事者らへのインタビュー調査（「あればよかった／あってほしい支援メニュー」の明確化）、支援者の介入が要請される社会的排除リスクの分析等を行う予定である。